

珠洲市 副業型地域活性化起業人 募集要項

1. 事業の概要

能登半島の先端に位置する本市は、令和6年の能登半島地震及び奥能登豪雨により甚大な被害を受けましたが、古から受け継がれてきた里山里海の営みの再生をベースに、アートや先駆的な技術を取り入れた「より魅力ある最先端の復興」に向けた取り組みを進めています。

地域コミュニティの復興支援や移住・定住の推進等に取り組む人材として、本市では、令和8年6月1日現在、5名の地域おこし協力隊員が活動しています。今後、地域おこし協力隊員と多様な主体との協働をさらに促進し、本市における「新たなまちのかたち」の実現による地域活性化及び定住促進等につなげるため、総務省の地域活性化起業人制度に基づき、副業型地域活性化起業人として専門的な知識や経験、人脈等を活かして、地域おこし協力隊員の伴走支援の業務（以下「本業務」という。）を実施する方を募集します。

2. 業務内容

地域おこし協力隊員の伴走支援

- (1) 活動の計画作成及び継続的な改善に関すること
- (2) 多様な主体との関係構築に関すること
- (3) 地域課題の解決及び地域資源の活用に関すること
- (4) 定住に向けたキャリア形成に関すること
- (5) 活動意欲の持続及び健康維持に関すること
- (6) その他、地域おこし協力隊員の円滑な活動に必要な支援

3. 募集人数

1名

4. 応募要件

(1) 勤務地に関する要件

次のア又はイのいずれかに該当すること。ただし、現に本市内に勤務する方は除きます。

ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する方（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する方を含む。）であること。

イ 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業等に勤務する方（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する方を含む。）であること。

(2) その他の要件

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

イ 「2. 業務内容」に関する知識及び経験、又は強い意欲をお持ちの方

ウ 所属する企業等（以下「所属事業者」という。）から副業の承諾が得られる方

エ 本市との業務委託契約（以下「契約」という。）に基づき、6月以上3年以内の期間で、継続して業務を実施できる方

オ 1月あたり4日以上かつ月20時間以上、本市の業務を実施できる方（オンライン可）

カ 本市に1月あたり1日以上滞在できる方（現地勤務）

キ 他の地方公共団体において地域活性化起業人として活動中ではない方

5. 業務条件

(1) 業務期間

契約で定める業務開始日から令和9年3月31日まで

※業務実績等を勘案した上で、協議により最長3年まで延長することができます。

(2) 報償費

謝金に係る本市の規定に基づき、年間100万円（源泉徴収税額を含む）を限度として、予算の範囲内で負担します。

※業務の開始が年度途中となる場合、限度額は100万円を月割で計算した額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

(3) 旅費

本業務に必要な移動及び滞在のために支出した実額について、年間100万円を限度として、予算の範囲内で負担します。

※業務の開始が年度途中となる場合、限度額は100万円を月割で計算した額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

(4) 報告

毎月の業務報告書を翌月7日までに提出いただきます。ただし、業務期間終了月について

は、同月末までにご提出いただきます。

(5) 契約の締結

本市と契約を締結の上、地域活性化起業人の業務を実施していただきます。

6. 募集期間

令和8年7月1日（水）から7月14日（火）まで

7. スケジュール

募集開始	令和8年7月1日（水）
質問の受付	令和8年7月1日（水）～7月7日（火）
募集終了	令和8年7月14日（火）午後5時
書類審査	令和8年7月17日（金）（予定）
面接審査	令和8年7月下旬 ※日程は後日ご連絡します。
決定通知	令和8年7月下旬（予定）
契約の締結	令和8年7月下旬（予定）
業務開始	令和8年9月1日（予定）

8. 応募方法

以下の書類を電子メール、郵送又は持参のいずれかの方法で、下記「12. 書類提出先・お問い合わせ先」まで提出してください。

- (1) 珠洲市副業型地域活性化起業人 申込書（様式第1号）
- (2) 職務経歴書（任意様式）
- (3) 本募集要項「2. 業務内容」に係る本業での実績事例（任意様式）
- (4) 所属事業者からの副業承諾書（様式第2号）

9. 質問の受付及び回答

本募集の内容に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 質問方法

電子メールで提出してください。なお、件名を「副業型地域活性化起業人に係る質問」とし、質問書（様式第3号）を添付してください。送信後、電話にてメールの着信の確認を行ってください。

(2) 提出期限

令和8年7月7日（火）午後5時（必着）

(3) 提出先

下記「12. 書類提出先・お問い合わせ先」のとおり

(4) 回答方法

令和8年7月9日（木）午後5時までに、本市ホームページにおいて、質問者等を伏せたうえで、質問内容及び回答を掲載します。

(5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は受け付けません。

10. 選考方法

書類審査後、面接（オンライン可）を行い、選考します。選考後、活動条件等について協議を行った上で本市と契約を締結し、業務を開始します。

※ 書類審査結果や面接の日時については、別途ご連絡いたします。

※ 面接に係る旅費や通信費等の諸経費は、本人負担となります。

11. その他

- (1) 本募集要項における地域活性化起業人の要件等は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによります。
- (2) 応募に関する一切の費用は、応募者のご負担となります。
- (3) ご提出いただいた書類は返却しません。
- (4) 選考内容及び選考経過は原則として公表しません。また、選考結果に対する一切の異議申し立てはできないものとします。
- (5) 募集スケジュールに変更がある場合は、応募者本人に通知します。

12. 書類提出先・お問い合わせ先

珠洲市企画財政課移住定住推進係
〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2
電話番号：0768-82-7726（直通）
E-mail：iju@city.suzu.lg.jp